

南摩ダム・湯西川ダム・ハツ場ダム

ムダなダムをストップ！！

事務局より No. 17 2007年9月 20日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

“ムダなダム裁判” 今後の日程 いずれも宇都宮地裁302号法廷

**いよいよ証人尋問が始まります。
傍聴席を埋め尽くしましょう**

☆10月3日（水）13：30～16：00 対宇都宮市長・湯西川ダム
原告側からは主張をほぼ出し切っており、次回から2回にわたって証人尋問が行われます。証人としては、宇都宮水道局の郷間課長、宇都宮市水道水源開発等施設整備事業再評価委員の長谷部宇大教授、水問題研究家嶋津暉之さんらが予定されており、初回の10月3日は、郷間課長の尋問から始まる見込みです。湯西川ダムに宇都宮市が参画することについて、宇都宮市の第6期水道事業拡張計画策定に際しての水需要の見通し、各水源間のコスト比較その他、宇都宮市がどのように検討したのか、いくつかのポイントからこの裁判の核心に迫ります。

☆11月15日（木）13：10～13：30 対県知事・3ダム訴訟
湯西川ダムの環境問題についてパワーポイントを使って口頭陳述をおこないます

南摩川自然観察会＆ヤマナシ収穫祭

のお知らせ

南摩ダムが計画されている「南摩川」とはどんな川なのでしょうか。水没地域の民家がすべて移転した後の南摩川上流域で、野鳥の会と共催の自然観察会を開くようになって5回目になります。今年の5月には、満開の白い花をハラハラとふりまいていたヤマナシの木の下で、昔話「やまなしあき」の素話を聞きました。あのヤマナシは今どんな実をつけているでしょうか。また、あのヤマナシに会いに行きませんか。

豚汁も待ってますよ～。（できるだけお椀と箸をご持参ください）

日 時：2007年10月 6日（土） 8時30分～12時30分

集 合：鹿沼市上南摩室瀬 室瀬バス停付近

持ち物：昼食としておにぎり・飲み物等、観察用具、筆記具等、川に入りたい人は長靴等
参加費：500円（昼食材料代等）

主 催：ムダなダムをストップさせる栃木の会・思川開発事業を考える流域の会

・日本野鳥の会栃木県支部 協 力：水環境条例制定ネットワーク

参加申込・問合せ： 事務局まで TEL 0285-23-8505

FAX 0285-22-5608

法廷の状況

南摩ダムの治水効果は 観測誤差の範囲内でしかなく、ダムは不要

3ダム訴訟・第12回(07/6/28)の状況

原告代理人の大木弁護士が準備書面13について、パワーポイントを使って陳述をおこなった。

【大木弁護士の陳述内容の要旨】

- ・ 南摩川は流域面積が非常に小さく小川のような川である。南摩ダム予定地の流域面積は、思川乙女地点の流域面積の1.6%、利根川栗橋地点の流域面積の0.14%しかない。従って思川、利根川の洪水に対する南摩ダムの効果は微々たるもの。
- ・ 思川乙女地点における過去の実際の洪水時の流量を、南摩ダムがあった場合の流量と比較してみると、南摩ダムの効果はわずか1%程度であり、観測誤差の範囲内である。
- ・ 国交省が100年に1回の最大洪水を想定した基本高水流量の $4000\text{m}^3/\text{s}$ は、過去50年間の実績洪水流量から見てもかけ離れており、過大である。
- ・ 思川乙女地点における100/1最大洪水流量の科学的な値は計画高水流量の $3700\text{m}^3/\text{s}$ をも下回っている。したがって、思川では南摩ダムなしで100/1の最大洪水流量への対応が可能であり、河川改修を計画通りに行えばダムは不要。
- ・ 結論として、「ものであるから、水資源機構法21条3項に基づく水資源機構の治水負担金（栃木県については約130億円）の賦課行為が違法であることも明らかであるから、栃木県及び下流都県がこの賦課行為の拘束を受けることはない。思川については、必要性のない南摩ダムの建設に巨額の費用を投じるのを止めて、直ちに必要とされている河川改修にその費用を使うべきである。」

93年のアセスはアワスメントにすぎない 思川開発事業は生物多様性条約に違反している

3ダム訴訟・第13回(07/9/6)の状況

南摩ダムの環境問題に関して原告側から準備書面を出し、原告代理人の大木弁護士が準備書面の要旨を口頭陳述した。

大木弁護士の陳述内容の要旨一【南摩ダムの環境影響評価の問題点について】

1993年の環境影響評価書について

- ・ 南摩ダムに関しては1993年に環境影響評価書が作成されたが、これは旧計画について次官通知に基づくものであり、2002年3月に確定された現計画についての環境影響評価は実施されていない。
- ・ 1993年評価書は、評価項目が公害や自然環境に限定されていること、代替案との比較検討や内容の適正を審査する制度的手当がないこと等の根本的問題点があるため、適正な環境影響評価とは言えない。
- ・ まずは、その1993年評価書の問題点について述べる。
- ・ 1993年評価書では、植物、ほ乳類、鳥類、両生類、魚類、昆虫類が記載されており、この不十分な評価書によっても、南摩ダム建設予定地周辺地域は多くの野生動植物が生育、生息しているだけでなく、絶滅が危惧されている稀少種や天然記念物等の貴重種も多数生息し、生物の多様性に富んでおり、これにより美しい里山的景観を形成していることがわかる。そのような場所に巨大なダムを建設することは、自然環境、生態系に広範囲に悪影響を及ぼすことは明らかである。
- ・ 1993年評価書における生物多様性に関する評価は、「・・・環境が湛水区域では水没により消滅し、工事実施関連区域では消失する」と適正に予測しながら、その評価については、「・・・の生育に適する周辺地等が広く分布し、その現状が維持される」と非科学的で不当である。

- ・景観に関しても同様で、ダムにより里山的景観が変化することを認めながら、ダム湖の出現を景観上積極的に評価している。しかし里山的景観は、生物多様性の高さを支える貴重な景観として保全されるべきであり（2000年改訂環境基本計画）、不当な評価である。
- ・ダムに流入する南摩川、黒川、大芦川の水質に関しては、全窒素については3川とも基準を上回り、全リンについて基準をクリアしているのは南摩川のみ。この点について、ダム湖は自然湖沼と比べ水深が大きく富栄養化現象が発生する可能性は低いと評価しているが、合理性に欠ける不当な評価である。
- ・結局、1993年評価は、事業に合わせた、アワスメントにすぎない。

2001年の「南摩ダム周辺の環境調査結果」について

- ・これは1993年評価書を受け、ダム建設を前提にした環境保全対策を具体化するにあたり、水質、地形・地質、植物、動物についてこれまで実施してきた調査の結果をまとめたものである。
- ・この2001年調査によると、1993年評価書よりも水生昆虫以外のすべての動植物種において確認された種数が増加している。
- ・植物では、1993年の828種が2001年では1159種に増加。中には環境省RDBのI Bが4種、IIが13種、RDBとちぎでは32種。
- ・ほ乳類では、同じく17種が25種に増加。環境省RDBのIIにコホンテンゴコウモリ、RDBとちぎCにコキガシラコウモリ。
- ・鳥類では、66種が100種に増加。環境省I Bのカマタ、IIのミコ、ハタ、アカモズを確認。RDBとちぎのA 5種、B 1種、C 18種を確認。
- ・両生類・爬虫類では、両生類で10種から12種へ増加。爬虫類で5種から9種へ増加。新たにウシガエル、モリアガエル、ヒバカリ、マムシを確認。RDBとちぎCにマムシ、要注目にモリアガエルとヒバカリ。
- ・魚類には変化なし
- ・昆虫類では、701種から1129種へ増加。環境省RDBのIIが12種。RDBとちぎはB 2、C 5、要注目9。水生昆虫は12種の減（調査不十分と思われる）。なお昆虫類では、市民団体の調査で確認されている、RDBとちぎBのトモハバチや、この地域で確認されてしかるべきトリシジミ類などの蝶類7種が記載されておらず、2001年の調査もなお不十分なものと言わざるをえない。

1993年、2001年のふたつの調査書を比較してわかること

- ① 2001年調査は不十分などころはあるものの、水生昆虫以外のすべての動植物種において1993年評価書より著しく増加していることから、1993年評価書の調査は不十分であった
 - ② 南摩ダム周辺地域の生物多様性が極めて高い
 - ③ 丁寧に調査すればするほど確認される種類が増えており、この地域には未確認の貴重種が生育・生息している可能性が高い
- ・生物多様性条約（1993年5月23日批准）は、8条、9条で「国に対して生物多様性保全に関する義務を課し」、「何もしないことや積極的に生物多様性を破壊することを禁止し」ており、14条で「生物多様性を保全するための環境影響評価義務」を課している。
 - ・生物多様性条約は種の保存法等の関係法令の解釈基準となっている。南摩ダム建設予定地及び周辺地域は、これまでの調査の結果、生物多様性が極めて豊かであることがはっきりしたため、保全のため環境影響評価を実施しなければならないが、これを侵害するおそれのある思川開発事業について、1993年の評価書はその調査、予測、評価結果とも極めてずさんであり、生物多様性条約14条1項に違反している。
 - ・国内稀少野生動植物種に関しては、種の保存法による国内野生動植物種の指定を受けた猛禽類として、クマタ、オオタ、ハイヅサが確認されている。南摩ダム建設行為は営巣、繁殖、採餌等の行為に重大な悪影響を与えるものとして種の保存法9条にいう損傷に該当し、違法となる。
 - ・南摩ダム湖の水質に関しては、2001年調査でも全窒素についてすべての流入水が特別な基準をも上回っており、全リンについてはいずれも特別の基準はクリアしているが、一般的基準についてはギリギリである。したがって、ダム湖の貯留水が富栄養化してかび臭の原因となる植物プランクトンを増殖させる蓋然性は高く、トリハロメタン生成の可能性も高い。よって事業自体は環境影響評価義務違反行為である。

結論として

- ・ 思川開発事業は、生物多様性条約違反の生物多様性破壊行為である。同時に、クマカ、オタカ、ハイヅサについて種の保存法9条違反の結果が確実であるにもかかわらず、条理法上及び生物多様性条約に基づく適切な環境影響評価が実施されていない違法な事業である。
- ・ 違法が明らかな事業について、費用の負担を求める水資源機構の賦課行為はいちじるしく合理性を欠き、無効であることは明らか。
- ・ この賦課行為に基づき漫然と負担金を支出する行為は、財務会計上の誠実義務に反する違法な行為である。

次回からいよいよ証人尋問

湯西川ダム訴訟・第13回（07/7/18）の状況

原告側から申請した郷間証人について、被告側も反対尋問をすることになり、主尋問1時間、反対尋問1時間が次回に予定された。なお、次回期日は10月3日（水）13時30分～と決まったが、次回（2回目の証人尋問の期日）の日程が調整できず、年内に尋問を終了することは不可能となった。したがって最終書面の提出は来年になる見込み。

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会からのお知らせ

1都5県の市民連絡会が発足して3周年の記念集会が、12月9日（日）に東京・飯田橋の全水道会館で開かれる予定です。住民訴訟の進行状況について各地からの報告のほか、記念イベントもあります。

空 論説委員室から 土木学会が評価した第十堰 07/6/25 初日

徳島県の吉野川にある石積みの「第十堰」は、1952年に築かれた。川を斜めに切るこの堰は、総延長1800m。河口からの塩水をはねみ、豊かな農地が広がる北岸の旧吉野川へ水を送る。

「長い歴史を持つ現役の分流堰は、国内に存在しない。この点で第十堰は、土木史の「水ばね」と呼ばれる巨大な構造物は、ここにしかないと強調している。

土木学会が今月、こんな技術評議書を公表した。特に、水の流れを弱める右岸に上りの便がある」

第十堰は危ないから取り壊して可動堰にする。国土交通省はこんな方針を示してきました。7年前の住民投票で反対が多数を占めた「水ばね」と呼ばれる巨大な構造物は、まさに歴史的価値を踏み込んだことに少々難しく、だくすなり続いている。

報告書は、浸食を受けた堰の安全上の問題も指摘しているが、全体の4割を「土木史上の評価」にあてる。かつて、長良川の河口堰新設を妥当とした学会が、あれど歴史的価値に踏み込んだことに少々難しく、處して総合判断すべきだというのだ。

学会の倫理規定には「先端技術のみならず伝統技術の活用を図り、（中略）歴史的遺産の保存に留意する」ともある。第十堰は可動堰を造れどか、第十堰を守れとかいう立場ではない。学術的にどう考えるべきかを示した」と話す。

この提言、国交省にどう書くのか、音

（中村正憲）

07年6月25日 初日

付 治水など河川行政への
徳島で全国シンポジウムが十一日、徳島市で開かれ、各地で河川の環境保護運動に取り組んでいる市民や研究者ら約七百人が参加した。

河川行政を 住民参加の
徳島で全国シンポジウムが十一日、徳島市で開かれ、各地で河川の環境保護運動に取り組んでいる市民や研究者ら約七百人が参加した。

河川委員会による
07年8月12日 下野

徳島県・吉野川第十堰に関する情報あれこれ

本の紹介

「首都圏の水があぶない」

一利根川の治水・利水・環境は、いま一
大熊孝、嶋津輝之、吉田正人 著

岩波ブックレットNo. 706 (480円+税)
利根川河川事業の歴史を振り返り、今はまさに大規模開発事業推進の時代から流域の生態系と調和した河川行政を進める時代への転換期にさしかかっている、と提言。ハッ場ダムを含めた、利根川の問題を理解するために最適の簡潔なテキスト。

ムダなダムをストップさせる 栃木の会

事務局：小山市城東2-10-22
TEL：0285-23-8505
FAX：0285-22-5608
年会費：3,000円
郵便振替口座：00140-1-500609